

匝瑳市国民健康保険運営協議会 会議録

一、 日時 平成十九年八月二十三日

一、 場所 匝瑳市市役所 議会棟 二階 第二委員会室

委員定数 被保険者代表四名、保険医代表四名、公益代表五名

(出席委員) 宇井一夫、片岡工、飯島長男、増田知子、石井精一、椎名栄次、

平野茂、布施道子、江波戸義治、向後英夫、及川和俊、小川嘉幸

(欠席委員) 石井精一、君塚辰夫

(市側出席者) 市長(江波戸辰夫)、市民課長(石橋春雄)、

税務課長(伊知地良洋)、市民室長(大宮秀男)、

市民課主幹(野澤英一)、同主査補(佐藤貴美江)

議事及び概要

報告事項

平成十八年度匝瑳市国民健康保険特別会計決算について

その他

開会(午後二時五十八分)

事務局(室長)

ただ今から、平成十九年度匝瑳市国民健康保険運営協議会を開催します。開催にあたりまして市長よりごあいさつ申し上げます。

江波戸市長

(挨拶)

事務局(室長)

ありがとうございました。

ここで、新委員をご紹介します。被保険者代表、匝瑳市区長会長の宇井一夫様です。

宇井委員

よろしくお願いいたします。

事務局(室長)

それでは、議事に入りますが、国民健康保険条例施行規則第六条によりまして、会長が議長を務めることとなっておりますので、向後会長さん、よろしくお願いいたします。

議長（会長）

委員の皆様方におかれましては、残暑大変厳しい中、また、ご多忙のところお集まりいただきまして誠にありがとうございます。

それでは、規則によりまして、議長を務めさせていただきます。議事進行にご協力くださいますようによくお願いいたします。

本日の出席委員は、十三名で過半数に達しておりますので会議は成立いたしました。

議事録署名人の選出でございますが、今回は被保険者代表の増田知子委員と公益代表の布施道子委員にお願いいたします。

本日の議事でございますが、報告事項「平成十八年度匝瑳市国民健康保険特別会計決算について」、「その他」であります。それでは、報告事項「平成十八年度匝瑳市国民健康保険特別会計決算について」事務局の説明を求めます。

事務局（課長）

それでは、平成十八年度匝瑳市国民健康保険特別会計決算状況について御説明いたします。

（内容説明）

事務局（課長）

それでは、国保税についてご説明いたします。

（内容説明）

議長（会長）

事務局の説明が終わりました。質疑に入ります。質疑を許します。何かございますか。

（委員挙手）

委員

決算については問題ないと思います。徴収問題について、支払能力のある滞納者に対する処分はどうなっているのか。

事務局（課長）

不納欠損の部分ですが、まずは納期限二十日以内に督促状が発送されます。その後年二回文書催告、電話等による催告を行います。その後臨戸をかけます。臨戸は年中実施しています。接触時に面談の中で「なぜ支払わないか」聞き取りを行い納税方法についての相談を行います。不納欠損になるような方は年明けに財産調査を行っています。特に金融機関の口座を中心に調査を実施中です。しかし金融機関に口座があっても何年も動きがなかったり預金残高がない場合がほとんどで

す。十八年度に滞納処分を行った中で、保険税のみで差し押さえを行ったケースがあります。預貯金で七十三万九千七百円です。これは国保税だけで大変珍しいパターンです。通常は市税についてきて一緒に押さえますが保険税のみ押さえたのが一件です。

議長（会長）

他にどうでしょうか。

（委員挙手）

委員

医療について伺いたい。

十八年度に診療報酬の改定がありました。保険給付費について改定によつての影響、対前年度の一件あたりの医療費の増額、一人当たりの受診件数についてわかれば教えてください。

それともう一点、基金が十八年度当初約五億、十九年度予定の繰入が一億五千万、十八年度には保険税の見直しも行ってはいるが、このままいくと二十年度には財調がなくなってしまうのではないかと思われるが、事務局としてはどのように考えているのかお話ししていただきたい。

事務局（主幹）

まず、データ部分について説明いたします。一件あたりの受診件数ですが平成十六年度は九・一件、平成十七年度が九・五件、平成十八年度は九・八件です。少しずつ増えてはいますが、一件あたりの費用額は平成十六年度は一万九千八百十円、平成十七年度は二万九百四十六円、平成十八年度は二万五千一百一十円です。十七年度と十八年度を比べますと受診件数で〇・三件の増、費用額で比べますと四百三十五円の減となっていますのでこのあたりがマイナス改訂の影響なのかもしれません。総医療で見るとほとんど横ばい状態ですが個別で見るとこのような傾向が見られます。

基金でございますが、委員のおっしゃったとおり十九年度の取り崩しを一億五千万円予定していますので十九年度末の保有額は二億六千四百万で、毎年基金の繰入金と取り崩しを繰り返すと約八千万円取り崩している傾向にあるのでおっしゃるとおり何年かたつと基金的には厳しい状況になっていくと思われませんが、来年度には制度改正が予定されていますので制度改正の影響を見極めまして税とも比べながら検討していきたいと思えます。

事務局（課長）

受診率関係で報告いたします。匝瑳市の医療費の状況は千葉県下で

も低い医療費となっています。その中で、受診率の面だけは増加傾向
になっています。

平成十八年四月から十月までの入院外の受診率ですが匝瑳市は六一
〇・一四％で千葉県平均は五七二・〇五％なので県平均よりもオーバ
ーしている状況です。入院の受診率は匝瑳市一六・六三％で県平均は
一五・四九なのでこちらも少し上回っている状況です。歯科について
は匝瑳市一四六・八〇％、県平均は一三六・九五％でこちらも上回っ
ている状況です。

しかし、医療費について匝瑳市は、県内五十六市町村中、五十二位と
いう低さです。ただ、お尋ねにもあつたように受診率が上がっている
のでこれから市の状況を検討していかなければならないと思います。

委員

資料を見ると滞納繰越分の収納率が年々低下してきているが、徴収
率を上げる方法、日曜出勤等や、滞納整理、相談等ご苦勞されている
と思われるが、市の財調を見ると財源確保は大事だと思われる。特別
な収納対策等あれば教えていただきたい。

事務局（課長）

十八年度に実施した内容として口座振替の推進で、年度末時点で四
二・四％が口座振替になっています。納税相談（納付窓口の開設）は
毎月行い年間延べ二十日間で、収納金額は市税込みで約八百二十一万
円。第一、第三日曜臨戸を職員で行い、千二十六件訪問し、収納金額
千七百二十八万円。管理職による特別滞納整理を二月一日から五月三
十一日まで四十六人体制で実施した。四百七十件訪問し、収納金額は
四千八百六十三万円です。

差し押さえについて、今までは不動産を中心に行っていたが十八年
度は金融資産の差し押さえを行った。十六件押さえ二千二百四十万二
千百八十七円、内訳は預貯金十二件、給料一件、退職金二件、生命保
険一件です。他には差し押さえ予告が三件、口振要求が三十八件ありま
す。

以上がこれまで行っているもので、新しいものについては十九年度
は、来月九月から租税債権回収機構が県と市町村で作られ県税職員二
名常駐で滞納整理を実施します。

議長（会長）

よろしいですか。

委員

大変ご苦勞されていますが今後も財政確保にご尽力を賜りますよう
おねがいます。

議長（会長）

他にどうでしょうか。

（委員挙手）

委員

休日の開庁はかつて意味がないとの声もあっていったんなくなつたが、今は住民サービスと収納率の向上を兼ねて行っているようだがどのぐらいの収納額になるのか。

事務局（課長）

八百二十一万円です。地区に出てではなく、窓口での収納額です。

委員

五年で時効になってしまうが時効直前の対策が何かあれば教えてください。なるべく不納欠損の出ないようにお願いしたい。

事務局（課長）

法定内業務は全てやっつけていて、その他、各担当が夜間に臨戸したり、電話をしたりしてる。しかし、押さえるものがないというのが現状です。

委員

いろいろ大変だとは思いますが負担増の時代なので、今後も頑張ってください。

議長（会長）

他にどうでしょうか。

（委員挙手）

委員

先ほどの医療費と受診率について聞きたいのだが、匝瑳市は、県下で一人当たりの医療費が低いということだが、受診率の六一〇・一四％とはどのような意味か。

事務局（課長）

十七年度の資料からだが、匝瑳市の一人当たりの老人医療費は五十四万六千五百四十五円。千葉県平均は七十一万三千八百四十九円。匝瑳市は千葉県下五十六市町村中、五十三番目の医療費の低さ。千葉県平均七十一万三千八百四十九円は全国四十七道府県中、四十二位と千葉県自体低い医療費。

受診率の関係ですが、入院外六一〇・一四％はレセプトを被保険者数で割り返した数字の百人あたりの数。数字だけではわかりにくいので県の平均値と比較して説明しました。

委員

大体わかりました。

議長（会長）

他にどうでしょうか。

では異議がないようなのでお諮りをいたします。

報告事項「平成十八年度匝瑳市国民健康保険特別会計決算」の質疑を打ち切ることに意義はありませんか。

（全員意義なし）

議長（会長）

異議なしと認め審議を打ち切ります。

これより採決に入ります。

「平成十八年度匝瑳市国民健康保険特別会計決算」について御承認される方の挙手を求めます。

（全員挙手）

議長（会長）

賛成全員であります。よって、報告事項「平成十八年度匝瑳市国民健康保険特別会計決算」は原案のとおり承認されました。

次に「その他」について入ります。

事務局の説明を求めます。

事務局（主幹）

主に平成二十年度の制度改正について説明します。

はじめに、今年二月にお諮りしました十九年度の制度改正について説明します。被保険者証をカード型にし3月末に一斉発行しました。約九千百世帯、二万千五百人分。紛失した人については無償で再発行しています。

高額療養費については今までは該当者に通知を差し上げて償還払いをしていたが、事前に市民課窓口で限度額適用認定証の申請をしていただければ、医療機関窓口では自己負担限度額を超えた部分は支払わなくても良くなります。四月から七月末までで百二十六件の申請がありました。八月一日から二十三日までで、七十三件の申請がありました。窓口での負担が限度額までなのでいくらかでも経済的な応援になるのではないかと思います。

出産育児一時金の受取代理については、一時金の三十五万円を本人ではなく、市から医療機関へ直接振り込む制度で、今現在は○件。

問い合わせは数件あり、八月末出産予定の人が一人請求しています。

参考までに国保加入者の出産数は現在三十七件です。以上が平成十九年度の改正の状況です。

平成二十年度の制度改正については、資料でお配りしたものを七月に全戸配布しました。新しい高齢者の医療制度が始まるというもの。七十五歳以上の方については国保、社保に関係なく全て後期高齢者広域連合で行うこととなります。調整中のことが多いが決まっていることを説明します。

(内容説明)

もうひとつは特定健診という制度です。現在、健康管理課で行っている基本健診の四十歳から七十四歳までの人が特定健診対象者になります。今新聞等で話題となっているメタボリックシンドロームの予防と指導を行っていくものです。

(内容説明)

その他の制度ですが、前期高齢者の七十歳から七十四歳についての一部負担割合が一分から二分になります。

乳幼児医療の二分負担の対象年齢の改正があります。現在の三歳未満から就学前までに引き上げられます。

一部負担金の全体の流れとしては、〇歳から就学前までは二分、就学時から六十九歳までは三分、七十歳から七十四歳は二分、七十五歳以上は一分となります。

来年の二月に条例改正等、委員の皆様にお諮りいたしますので、その時にはもっと詳しく説明が出来ると思います。

事務局 (課長)

前期高齢者六十五歳から七十四歳までの人については、国保税の年金からの特別徴収が始まります。

(内容説明)

もう一点は、国保税の限度額が三万円上がる予定です。後期高齢者の支援分が加わります。

議長 (会長)

事務局の説明が終わりました。

質疑に入ります。質疑を許します。

(委員挙手)

委員

後期高齢者制度が出来ると現在、七十歳以上に配られている受給者証はなくなるのか。

事務局（主幹）

七十歳から七十四歳までの高齢受給者証は今までどおりです。制度は七十五歳の誕生日を迎えた日から該当になります。誕生日前に広域連合の被保険者証が送られると思います。

委員

自己負担割合は、本人だけでなく被扶養者が三割の場合には三割になりますよね。個人差があるでしょうがどのくらいの収入があると三割の対象になるのかわかれば教えていただきたい。

事務局（主幹）

課税所得で判断していきます。収入金額から控除額を引いて出た金額が課税所得で、控除額は個々に異なるので収入が多くても控除も多ければ一割になる場合もあります。

課税所得が百四十五万円以上は三割。ただし書きで収入要件は一人で三百八十三万円、二人以上で五百二十万円未満。

（委員挙手）

委員

保険者証の用紙はもう少し厚いものにならないのか。薄くて失くしやすいと言う声がある。キャッシュカードのようにならないか。

事務局（主幹）

そのようなお話を聞くことがあります。有効期限が一年で毎年更新になるので社会保険のようなプラスチックではなく厚い紙で発行している。近隣市町村も同じ用紙を使用しています。

（委員挙手）

委員

保険証のサイズだが逆に小さくならないか。カードケースに入らない。

事務局（主幹）

大きさについては規則で決まっていますので変えられません。発行時に同封のカードケースを活用してください。

（委員挙手）

委員

三つ質問したい。紛失した保険証を他の人に悪用された場合は、本人の負担になるのか。

入院した場合、窓口支払分が高額で支払う能力がなかった場合どうするのか。

高齢者の自己負担金は配偶者が三割の対象だと本人の割合も三割に

なるのか。

事務局（主幹）

一つめの保険証の紛失時の不正使用については、まず、紛失した時は警察か市役所に届出をしてください。届出後の賠償責任についてはないということです。不正な請求があっても支払う義務はありません。紛失したことに気づいたら速やかに届け出てください。

事務局（課長）

二つめの一部負担金の支払いについてですが、社会福祉協議会で無利子で医療費の貸付を行っています。今年度からは事前に申請をして限度額適用認定証を提示すれば窓口での支払いは自己負担限度額までとなるので、申請していただきたい。

事務局（主幹）

三つめの高齢者の自己負担金ですが、現在の制度は世帯の収入で見るので質問のとおりです。

議長（会長）

よろしいでしょうか。他にございますか。質疑がないようですので、ここで質疑を打ち切ります。

以上をもちまして、本日の議事は終了いたしました。

皆様の御協力に心から感謝申し上げます。本日は大変お忙しい中にもかかわらずご出席いただきまして、また、慎重審議ありがとうございました。

皆様方におかれましては暑い中でございますのでご自愛いただいた上さらなるご活躍をご記念申し上げますとお礼とさせていただきます。本日は大変ありがとうございました。以上で解散いたします。

閉会（午後四時十六分）